[参考]

|  |
| --- |
| ４９０２．包括保税運送申告審査終了 |

|  |  |
| --- | --- |
| 業務コード | 業務名 |
| ＣＥＨ | 包括保税運送申告審査終了 |

１．業務概要

システムにより行われた包括保税運送申告が「書類審査扱い」に選定された場合に、当該申告について審査が終了した旨を登録する。これにより包括保税運送承認となる。

また、包括保税運送申告について取消しが可能である。

継続して行う場合の包括保税運送申告（以下、「継続申告」という。）についての審査終了も本業務で行う。

包括保税運送承認の停止も本業務で行い、停止となった包括保税運送承認番号は無効となる。

なお、承認に係る本業務の入力が税関の開庁時間外にわたる場合には、時間外執務要請届がされている必要がある。

承認期間が終了または承認停止となった承認情報は、一定期間経過後にシステムから削除される。

２．入力者

税関

３．出力情報

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 情報名 | 出力条件 | 出力先 |
| 包括保税運送承認通知情報 | 包括保税運送申告（継続申告を含む。以下同様。）の承認の場合 | 申告者 |
| 包括保税運送承認情報 | 包括保税運送申告の承認の場合 | 発送地の保税地域＊２ |
| 以下の条件をすべて満たすとき、出力する  （１）包括保税運送申告の承認である  （２）登録されている到着地がシステム参加保税地域＊１である | 到着地の保税地域＊２ |

（＊１）システム参加保税地域とは、システムに参加している保税地域をいう。

（＊２）発送地と到着地が同一の場合は１通のみ出力する。